

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年6月22日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。ただし、企業総合特約書の締結者（同特約書において利用部門を特定している場合は当該利用部門に限る。以下5(1)⑦において同じ。）を保険契約者及び被保険者とする当該企業総合特約書の対象貨物（以下「企総対象貨物」という。）に係る2年以上案件の船前危険及び船後危険のうち2年以上案件の非延払部分にあつては、商品係数は1.0とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times \underline{\underline{(1 - \text{期間係数})}} \times (\text{商品係数})$	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。ただし、企業総合特約書の締結者（同特約書において利用部門を特定している場合は当該利用部門に限る。以下5(1)⑥において同じ。）を保険契約者及び被保険者とする当該企業総合特約書の対象貨物（以下「企総対象貨物」という。）に係る2年以上案件の船前危険及び船後危険のうち2年以上案件の非延払部分にあつては、商品係数は1.0とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$	

新		旧								備考																																																																																																																
① (略) ② 係数cは、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数(国カテゴリーBの場合を除く。)とする。		① (略) ② 係数cは、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数(国カテゴリーBの場合を除く。)とする。																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー 債務者格付</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CC0</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>CC1</td> <td>0.110</td> <td>0.120</td> <td>0.110</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.125</td> </tr> <tr> <td>CC2</td> <td>0.200</td> <td>0.212</td> <td>0.223</td> <td>0.234</td> <td>0.246</td> <td>0.258</td> <td>0.271</td> </tr> <tr> <td>CC3</td> <td>0.270</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.350</td> <td>0.380</td> <td>0.480</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC4</td> <td>0.405</td> <td>0.459</td> <td>0.495</td> <td>0.540</td> <td>0.621</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC5</td> <td>0.630</td> <td>0.675</td> <td>0.720</td> <td>0.810</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H		CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー 債務者格付</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CC0</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>CC1</td> <td>0.110</td> <td>0.120</td> <td>0.110</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.125</td> </tr> <tr> <td>CC2</td> <td>0.200</td> <td>0.212</td> <td>0.223</td> <td>0.234</td> <td>0.246</td> <td>0.258</td> <td>0.271</td> </tr> <tr> <td>CC3</td> <td>0.270</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.350</td> <td>0.380</td> <td>0.480</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC4</td> <td>0.405</td> <td>0.459</td> <td>0.495</td> <td>0.540</td> <td>0.621</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC5</td> <td>0.630</td> <td>0.675</td> <td>0.720</td> <td>0.810</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>								国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H																																																																																																																			
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																																																			
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125																																																																																																																			
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271																																																																																																																			
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-																																																																																																																			
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-																																																																																																																			
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-																																																																																																																			
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H																																																																																																																			
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																																																			
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125																																																																																																																			
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271																																																																																																																			
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-																																																																																																																			
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-																																																																																																																			
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-																																																																																																																			
債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、5(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。 (i)～(ii) (略)		債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、5(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。 (i)～(ii) (略)																																																																																																																								
③～⑤ (略)		③～⑤ (略)																																																																																																																								
⑥ 期間係数は、債務者格付が②の表中「※」に該当し、かつXが10年を超える場合は、次の式により算出し(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。ただし、0.15を上限とする。)、 <u>0.018×(X-10)</u>		⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。ただし、企業総合特約書の締結者を保険契約者及び被保険者とする企総対象貨物に係る個別保険にあつては、商品係数は1.0とする。																																																																																																																								
⑦ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。ただし、企業総合特約書の締結者を保険契約者及び被保険者とする企総対象貨物に係る個別保険にあつては、商品係数は1.0とする。		⑦ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては1.0とする。ただし、企業総合特約書の締結者を保険契約者及び被保険者とする企総対象貨物に係る個別保険にあつては、商品係数は1.0とする。																																																																																																																								
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)																																																																																																																								

新	旧	備考																																																																																																
<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。））当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = {(a X + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (c X × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1 - 信用割引係数の総和)} × {(非常付保率 - 0.95) ÷ 0.05 × d + 1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (1 - 期間係数) × (商品係数)</p> <p>① (略)</p> <p>② 係数cは、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数(国カテゴリーBの場合を除く。)とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 975 958 1449"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー 債務者格付</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CC0</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>CC1</td> <td>0.110</td> <td>0.120</td> <td>0.110</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.125</td> </tr> <tr> <td>CC2</td> <td>0.200</td> <td>0.212</td> <td>0.223</td> <td>0.234</td> <td>0.246</td> <td>0.258</td> <td>0.271</td> </tr> <tr> <td>CC3</td> <td>0.270</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.350</td> <td>0.380</td> <td>0.480</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC4</td> <td>0.405</td> <td>0.459</td> <td>0.495</td> <td>0.540</td> <td>0.621</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。））当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = {(a X + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (c X × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1 - 信用割引係数の総和)} × {(非常付保率 - 0.95) ÷ 0.05 × d + 1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)</p> <p>① (略)</p> <p>② 係数cは、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数(国カテゴリーBの場合を除く。)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 975 1861 1449"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー 債務者格付</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CC0</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>CC1</td> <td>0.110</td> <td>0.120</td> <td>0.110</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> <td>0.125</td> </tr> <tr> <td>CC2</td> <td>0.200</td> <td>0.212</td> <td>0.223</td> <td>0.234</td> <td>0.246</td> <td>0.258</td> <td>0.271</td> </tr> <tr> <td>CC3</td> <td>0.270</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.350</td> <td>0.380</td> <td>0.480</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>CC4</td> <td>0.405</td> <td>0.459</td> <td>0.495</td> <td>0.540</td> <td>0.621</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H																																																																																											
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																											
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125																																																																																											
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271																																																																																											
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-																																																																																											
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-																																																																																											
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H																																																																																											
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000																																																																																											
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125																																																																																											
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271																																																																																											
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-																																																																																											
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-																																																																																											

新								旧								備考
CC5	0.630 ※	0.675 ※	0.720 ※	0.810 ※	-	-	-	CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-	
<p>債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、4(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 期間係数は、債務者格付が②の表中「※」に該当し、かつXが10年を超える場合は、次の式により算出し(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。ただし、0.15を上限とする。)、その他の場合は0とする。</u></p> <p><u>$0.018 \times (X-10)$</u></p> <p>⑦ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、2年以上貸付特約書にあつては1.0とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>								<p>債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、4(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、2年以上貸付特約書にあつては1.0とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>								
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年7月15日から実施する。</u></p>																